

札幌市公園ボランティア登録制度における札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱（地域貢献等の評価）に係る企業の登録取扱い実施要領

平成 30 年 3 月 30 日 建設局みどりの管理担当部長決裁

令和 6 年 3 月 25 日

一部改正

令和 7 年 1 月 28 日

一部改正

1 目的

この要領は、札幌市公園ボランティア登録制度における札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱（地域貢献等の評価）に係る企業の登録取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 地域貢献等の評価の対象実績

次の条件を全て満たすものを札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱第 3 条第 2 項に定める「落札者決定基準（工事）」における地域貢献等の評価の対象実績として認める。

- （1）当年度を除く前 3 年度継続して公園ボランティアの活動実績があるもの。
- （2）計画的な活動を行うもの。

活動を行う公園の所管課（以下「所管課」という。）へ、毎年度初めに年間活動計画書、年度終わりまでに年間活動報告書（写真含む）を提出していること。

- （3）全体面積が 1,000 m²以上の都市公園等（複数の合計でも良い）において、下記の活動内容を実施するもの。なお、「都市公園等」とは、札幌市が所管する都市公園と、各区土木部維持管理課公園緑化係が管理する駅前広場、緑道（都市公園以外）とする。

3 活動内容

1 年度の活動内容として、次のうち 1 項目以上を実施すること。ごみや刈草など活動実施に伴う廃棄物は、この要領に基づき公園ボランティアに登録する企業（以下「登録企業」という。）が適正に処理する。

なお、年度途中に登録し、活動内容が実施できない場合はその年度の活動は実績として認めない。

（1）清掃

清掃区域面積：1,000m²以上（複数の合計でも良い）

活動期間：4～11月

活動回数：年間 8 回以上（毎月 1 回以上）

雪解けが遅く 4 月に活動できない場合は、活動期間の中で活動回数を確保する。

(2) 草刈

草刈区域面積：1,000㎡以上（複数の合計でも良い）

活動期間：5月～11月

活動回数：年間2回以上

- ・草刈回数が2回の場合は、6月～7月上旬に1回、8月～9月に1回とする。2回以上の場合は、草刈時期について所管課と協議する。
- ・清掃と併せた活動の場合は、草刈面積は問わない。

(3) 花壇管理（除草、花柄摘み、灌水等必要な手入れ）

活動期間：5月～11月

活動回数：年間10回以上。（5月、9月、10月、11月は毎月1回以上、6～8月は毎月2回以上を標準とする。）

(4) 駐車場の白線引き（テニスコートのライン引き等含む）

区内1公園程度

(5) その他

雨水桝・トラフ清掃、遊具・施設の塗装、枯枝・下枝払い等、所管課が適当と認めるもの。

4 登録の手続き

(1) 事前協議

登録を希望する企業は、活動希望内容等必要事項について所管課と事前協議を行うものとする。

登録を希望する企業は、所管課において、都市公園等の管理を委託する委託業者、町内会等（町内会等の団体に清掃、草刈等の管理を委託している公園もある）と活動内容について調整を行う必要があるため、活動を計画する段階から協議を行うこと。

(2) 登録申出書と年間活動計画書の提出

登録を希望する企業は、事前に所管課と協議を行い協議が整った後、登録申出書（様式1）と年間活動計画書（様式2）を所管課に提出する。所管課は、登録申出書を受理後、登録条件に適合すると認めたときは、登録を決定し申請者に通知する。登録の通知後、登録企業はボランティア活動を実施する。登録の翌年度からは、年間活動計画書を年度におけるボランティア活動開始前に所管課に提出する。

(3) 年間活動報告書の提出

登録企業は、年度内最後の活動後、速やかに年間活動報告書（様式3）（添付書類：活動日報、写真...様式自由）を所管課に提出する。

5 登録の更新

所管課は、当年度の年間活動報告書と次年度の年間活動計画書の提出を以って、次年度の登録を更新する。

6 登録の変更

登録企業は、登録事項、活動計画等に変更があった場合は、速やかに所管課に連絡すること。

7 登録の抹消

所管課は次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消できる。

- (1) 登録企業から登録取消しの申出があったとき
- (2) 登録企業の所在は不明となり、連絡不能となったとき。
- (3) 登録企業にボランティアとして不適格であると認められるとき

8 市（所管課）の支援

所管課は、登録企業に対して「腕章」のみ貸与する。

9 事故報告

登録企業は、活動中に事故が発生した場合は、直ちに所管課に連絡するとともに事故発生報告書（様式5）を提出する。

10 責任の所在

登録企業は、自らの責任で活動を行うものとし、活動中に発生した事故、トラブルその他の損害について市はその責任を一切負わないものとする。

11 留意事項

- (1) 登録企業が活動する際は、公園利用者に十分注意し、安全管理を確実に行うものとする。
- (2) 登録企業は、活動中、公園施設に損傷を与えた場合、所管課に報告し、速やかに原状復旧するものとする。
- (3) 都市公園等の再整備工事など、登録企業の責に帰さない事由で活動内容が実施できない場合は、所管課と協議の上、同程度の活動内容に振り替えることにより当年度の活動実績として認めることができる。ただし、当該振替が困難であると所管課が判断した場合は、当年度の活動実績として認めることができる。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年1月28日から適用する。